

令和5年度答申第12号
令和5年6月20日

諮問番号 令和5年度諮問第5号（令和5年5月29日諮問）
審査庁 文部科学大臣
事件名 高等学校等就学支援金受給資格消滅処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、A都道府県教育委員会（以下「処分庁」という。）が、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）4条の規定に基づく高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の受給資格の認定を受けていた審査請求人X（以下「審査請求人」という。）に対し、当該受給資格が消滅したことを確認する処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

2 関係する法令の定め

- (1) 法3条1項は、就学支援金は、高等学校等に在学する生徒又は学生で日本国内に住所を有する者に対し、当該高等学校等における就学について支給する旨規定する。
- (2) 法3条2項は、就学支援金は、同条1項に規定する者が同条2項各号の

いずれかに該当するときは支給しない旨規定し、同項3号は、保護者等の収入の状況に照らして、就学支援金の支給により当該保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者として政令で定める者を掲げている。

上記の政令で定める者について、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号。令和5年政令第103号による改正前のもの。以下「施行令」という。）1条2項は、保護者等について同項1号に掲げる額から同項2号に掲げる額を控除した額（100円未満の端数を切り捨てた額。以下「算定基準額」という。）（保護者等が二人以上いるときは、その全員の算定基準額を合算した額。）が30万4200円以上である者とする旨規定し、同項1号は、就学支援金が支給される月の属する年度（当該月が4月から6月までの月であるときは、その前年度。以下「就学支援金支給年度」という。）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税に係る課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額等の合計額（課税所得額（課税標準額））

（当該保護者等の生徒等が当該就学支援金支給年度の前年度の12月31日において当該保護者等の扶養親族である場合において、当該生徒等が当該就学支援金支給年度の前年度の1月1日から3月31日までの間に16歳に達した者であるときは、当該合計額から33万円を控除して得た金額）に100分の6を乗じた額とし、同項2号は、就学支援金支給年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る調整控除額（地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する指定都市により当該就学支援金支給年度分の市町村民税に係る所得割を課される者については、当該額に4分の3を乗じた額）とする。

- (3) 法4条（都道府県の設置する高等学校等に係る法14条3項による読替え）は、法3条1項に規定する者（同条2項各号のいずれかに該当する者を除く。以下「受給資格者」という。）は、就学支援金の支給を受けようとするときは、その在学する高等学校等の設置者である都道府県の知事（当該高等学校等が特定教育施設でない場合にあつては、教育委員会）に対し、当該高等学校等における就学について就学支援金の支給を受ける資格（以下「受給資格」という。）を有することについての認定を申請し、その認定を受けなければならない旨規定する。

高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科

学省令第13号。以下「規則」という。) 3条1項(令和5年文部科学省令第11号による改正前のもの。都道府県の設置する高等学校等に係る規則15条3項による読替え)は、認定の申請は、受給資格者が、申請書に、保護者等の個人番号カードの写し等又は課税証明書等を添付して、当該受給資格者が在学する高等学校等の設置者である都道府県の知事(当該高等学校等が特定教育施設でない場合にあつては、教育委員会。)に提出することによって行わなければならない旨規定する。

(4) 法6条1項は、都道府県知事(支給対象高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合(特定教育施設である場合を除く。))にあつては、都道府県教育委員会。)は、受給権者(法4条の受給資格の認定を受けた者をいう。以下同じ。)に対し、就学支援金を支給する旨規定し、同条2項は、就学支援金の支給は、受給権者が受給資格の認定の申請をした日(当該申請が支給対象高等学校等の設置者に到達した日)の属する月から始め、当該就学支援金を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる旨規定する。

(5) 法17条は、受給権者は、文部科学省令で定めるところにより、都道府県知事(都道府県教育委員会と読み替える(法6条1項の規定と同じ。))に対し、保護者等の収入の状況に関する事項として文部科学省令で定める事項を届け出なければならない旨規定する。

上記の文部科学省令で定めることについて、規則11条(令和5年文部科学省令第11号による改正前のもの。都道府県の設置する高等学校等に係る規則15条3項による読替え。以下同じ。)1項本文は、法17条に規定する届出は、受給権者が、毎年度、都道府県知事の定める日までに、収入状況届出書等を、支給対象高等学校等の長を通じて、都道府県知事に提出することによって行わなければならない旨規定し、同項ただし書は、この省令の規定により既に保護者等の個人番号カードの写し等を提出している場合にあつては、この限りでない旨規定する。

規則11条4項は、都道府県知事は、同条1項から3項までの規定による届出があつた場合において、当該届出を行った者が法3条2項3号に該当すると認めたときは、その旨をその者に対し、その者が在学する高等学校等の長を通じて、通知しなければならない旨規定する。

なお、上記の各都道府県知事については、都道府県教育委員会と読み替える(規則3条1項の規定と同じ。))。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 審査請求人（平成18年a月b日生まれ）は、令和3年4月1日付けで、A都道府県立B高等学校（全日制）に入学し、同日付けで、高等学校等就学支援金受給資格認定申請書に保護者全員（親権者である両親）の個人番号カードの写し等を添付して就学支援金の受給資格の認定を申請したところ、処分庁は、同年9月13日付けで、審査請求人に対し、当該認定（同年4月）及び就学支援金（令和3年4月分から同年6月分まで）の支給決定の通知をした。

（高等学校等就学支援金受給資格認定申請書、高等学校等就学支援金の受給資格認定について、高等学校等就学支援金支給決定（支給予定）通知書（令和3年4月分から同年6月分までに係るもの））

- (2) 処分庁は、令和3年10月11日付けで、審査請求人に対し、就学支援金（令和3年7月分から令和4年6月分まで）の支給決定の通知をした。

（高等学校等就学支援金支給決定（支給予定）通知書（令和3年7月分から令和4年6月分までに係るもの））

- (3) 処分庁は、令和4年7月分以降の審査請求人に係る就学支援金の支給につき、保護者全員（親権者である両親）の令和4年度の収入状況を確認するため、審査請求人から認定申請時に提出された保護者全員（親権者である両親）の個人番号を利用して算定基準額を確認したところ、審査請求人は、法3条2項3号に定める就学支援金の支給により当該保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者に該当することが判明した。

（「収入状況届出」と題する書面）

- (4) 処分庁は、令和4年9月28日付けで、審査請求人に対し、受給資格が消滅したことを確認する処分（本件処分）を行い、同年7月分から令和5年6月分までの就学支援金を支給しないこととした。

（高等学校等就学支援金の受給資格の消滅について）

- (5) 審査請求人は、令和4年10月31日、審査庁に対し、本件処分を不服として、本件審査請求をした。

（審査請求書）

- (6) 審査庁は、令和5年5月29日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

4 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の保護者は、飲食店を営む個人事業者である。親権者（両親）の収入は、令和3年度の新型コロナウイルス感染症による給付金及び協力金により、就学支援金の受給のための所得上限限度額を超えたが、令和4年度の所得税、住民税、健康保険料、個人事業税等で、余剰分はしっかりと納税という形でお返ししている。加えて同年度の補助金はほとんどなく、家計は厳しいので、本件処分の取消しを求める。

(審査請求書)

第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりである。

- 1 本件処分を行う基準のうち、法3条2項3号及び施行令1条2項に基づく算定基準額が30万4200円以上であり、施行令1条2項で定められた所得制限に係る要件に該当していることについては、審査請求人は争っていない。

本件処分に関しては、法3条2項3号及び施行令1条2項に基づく算定基準額が30万4200円以上であることから、令和3年9月に法4条に基づき認定された審査請求人の受給資格が消滅したため、処分庁が規則11条4項に基づき、審査請求人が法3条2項3号に該当する旨、すなわち、受給資格が消滅したことを通知した場合について、個人事業者を対象とした「コロナによる給付金、協力金」などの給付金等が「殆んどなく家計は厳しい」という審査請求人の主張をもって、就学支援金の受給資格があると認めることができるかという点について判断する必要がある。

なお、審査請求人が主張する「コロナによる給付金、協力金」の支給があったかどうかについては、本件審査請求では取り扱わない。

- 2 処分庁から提出された、審査請求人による令和4年7月1日付けの収入状況の届出に関する審査請求人の高等学校等就学支援金事務処理システムからの出力データに基づくと、審査請求人の保護者全員（親権者である両親）の算定基準額を合算した額は57万2000円であり、30万4200円以上であることが確認でき、審査請求人は法3条2項3号で定める者に該当する。

本件の論点は、上記1で記載したとおりである。施行令1条2項に規定する算定基準額の算出の根拠となる額は、同項1号に規定されているとおり、就学支援金が支給される月の属する年度における保護者等の市町村民税に係

る課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額等の合計額（課税所得額（課税標準額）に相当）に100分の6を乗じた額とされており、審査請求人が主張するような審査請求時点における収入状況は算定基準額算出に何ら関係するものではない。

- 3 就学支援金の受給資格は法3条で規定されているとおりであり、処分庁が、令和4年7月に審査請求人の保護者等の収入状況（すなわち、就学支援金が支給される月の属する年度分の課税所得額（課税標準額）や市町村民税の調整控除額）を確認したところ、算定基準額は30万4200円以上であることから、令和3年9月に法4条に基づき認定した審査請求人の受給資格が消滅したため、処分庁が規則11条4項に基づき、審査請求人が法3条2項3号に該当する旨、すなわち受給資格の消滅について通知したことは、適法なものと考えられる。
- 4 上記のとおり、本件処分には違法又は不当な点はない。そのため、本件審査請求には理由がないから、本件審査請求は棄却されるべきである。

第3 当審査会の判断

- 1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

本件の審理員の審理手續については、特段違法又は不当と認められる点はない。

- 2 本件処分の適法性及び妥当性について

本件処分は、審査請求人の保護者である両親の算定基準額を合算した金額が57万2000円であり、その収入状況が法3条2項3号及び施行令1条2項に定められた30万4200円以上であるとしてなされたものである。

すなわち、法3条2項3号は、保護者等の収入状況に照らして、就学支援金の支給により当該保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者として政令で定める者には就学支援金は支給しない旨定めているところ、これを受けた施行令1条2項は、保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者として、算定基準額の合算額が30万4200円以上である者と定め、就学支援金支給年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額等の合計額（課税所得額（課税標準額））に100分の6を乗じた額（同項1号の額）から、就学支援金支給年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る調整控除額（同項2号の額）を控除した額を算定基準額としている。

審査請求人の保護者である両親について、その算定基準額をみると、父に

については46万1500円、母については11万0500円であり、その合算した額は57万2000円で、30万4200円を超えている。

審査請求人は、令和3年度は新型コロナウイルス感染症による給付金、協力金を受給したため算定基準額が30万4200円を超えたが、令和4年度はこれらの給付金等がほとんどなく家計は厳しい旨主張するのであるが、施行令は、保護者等の収入状況について、就学支援金が支給される月の属する年度における課税所得額（課税標準額）をもとに算定基準額を算出するものとしているので、審査請求人の主張を採用することはできない。

3 まとめ

以上によれば、本件処分が違法又は不当であるとはいえず、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	木	村	宏	政
委	員	交	告	尚	史